

[事案 16-10] 災害死亡保険金請求

- ・平成 16 年 9 月 15 日 裁定申立受理
- ・平成 17 年 1 月 27 日 裁定終了

< 申立人の主張 >

被保険者（申立人の母親）の死亡は「不慮の事故」による外因死（嘔吐物による窒息）による災害死亡であるので保険会社は災害死亡保険金を払うこと。

申立人が被保険者は就寝中と思い覗いたところ、被保険者の唇が青く口の中に吐物があった。救急車にて病院に搬送したが死亡した。死亡診断書は不慮の外因死（窒息）であり、保険会社は約款の「急激かつ偶発的な外来の事故で疾病による呼吸障害・嚥下障害・精神神経障害の状態にある者は除外する」に該当すると主張するが、被保険者には嚥下障害はなく一度食べたものを嘔吐したものであり、「不慮の事故」による災害死亡である。共済保険は災害死亡保険金が支払われている。

< 保険会社側の主張 >

就寝中の嘔吐し嘔吐物による窒息で死亡しているが、既往症に脳梗塞があり、また、数年前より痴呆症状があり約款に定める不慮の事故による死亡には該当しない。

< 裁定の概要 >

傷害特約条項によれば対象となる「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故」で、かつ、昭和 53 年 12 月 15 日行政管理庁第 73 号に定められた分類項目中の一定範囲のものとされ、その中に「溺水、窒息および異物による不慮の事故」が含まれるが、「疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の『食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息』、『その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息』は除外されている。

裁定審査会は事故当時の状況について申立人から事情聴取を行った結果、被保険者は自宅にて就寝中に嘔吐し、その嘔吐物により窒息死したものと認められることから、内因性の事故であると認められた。よって、外来の事故には当てはまらないことから災害死亡保険金の支払要件を満たしていない旨、裁定書をもってその理由を明らかにして裁定を終了した。